

住吉区におけるタカを活用した取組み結果について

経緯	令和2年以前	J R 阪和線我孫子町駅東側周辺において、5、6年前、場所によっては10年ほど前から、一部の住民グループが、毎日早朝ハトなどへの餌やり行為を繰り返していた
	令和2年7月30日	環境省及び複数の弁護士による見解を参考に、「 動物の愛護及び管理に関する法律 」 第25条の適用を判断  8月11日から行為者に法の説明を実施し、行為者は ハト・カラスへの給餌を取止め <small>※8月11日 マンションの盗水により行為者が逮捕 ※8月25日 行為者から環境局に給餌を終了した旨の内容証明郵便あり</small>
	8月27日	市長の指示や自然史博物館の意見等をふまえ、周辺住民の生活環境被害を速やかに解消するため、 タカを活用したハト・カラスの追い払いを決定 <small>(自然史博物館の意見：ハト・カラスは給餌されなくなった後、いなくなるまでに1か月以上かかる)</small>
結果	9月4日 、 10月15日	実施回数：10回 実施時間：午前5時30分～8時30分  ・実施地域のハト・カラスは少なくなっており、普通の市街地と変わらない (タカ匠コメント) ・他の給餌に係る苦情は、個別案件として住吉区役所が対応を行う 放鷹回数：合計43回 放鷹場所：28か所

住吉区におけるハト・カラスへの給餌に係る苦情件数

年月	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度							
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	小計
件数	40	84	154	13	21	15	5	16	2	2	74

※9・10月は猫への給餌に伴う数羽のカラスによる苦情